

令和3年第6回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年6月25日(金) 鶴ヶ島市市役所 504会議室			
開会時刻	午前 9時56分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時41分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席
4	内野 正子	出席	村野 利文	出席
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席
6	須藤 良春	欠席		
7	川鍋 昭人	出席		
8	小川 佐智恵	欠席		
9	長谷川 正博	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			氏名	出欠席
			玉木 亨	出席
			高橋 浩	出席
			戸田 勝利	出席
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について			
日程第3	議案第14号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	報告第5号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事(担当)		内 容		
	議長	<p>(これより総会の開会)</p> <p>農業委員9名中7名が出席し、法に定める定数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第6回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号9番 長谷川正博 委員</p> <p>議席番号1番 滝島光雄 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		

日程第2

議長

議案第13号の1番

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

・申請地は、東武越生線西大家駅の南東約290mに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。

・譲受人は、妻、義両親、義弟とともに妻の実家で暮らしています。

・譲受人の母親は川越市内のマンションに居住しており、妻の勤め先が坂戸市の中小坂のため、将来家を持つなら各々の実家や勤務先に比較的近い所を考えていました。

・また、一昨年の台風19号の影響で妻の実家は浸水被害に遭い、避難生活を余儀なくされていたことから、ハザードマップを参考にしながら購入する土地を探していたところ、本申請地と巡り合うことになりました。

・譲受人は公立高校の教員で、現在はさいたま市見沼区に勤務していますが、転勤の範囲は所沢、飯能、日高など西部地区となる見込みのため、本申請地からは通勤も容易であり、大学も坂戸市にあるキャンパスに通学していたので申請地付近は土地勘や馴染みもあり、家族ぐるみで交流のある友人も複数いるとのことでした。

議長

次に担当する農業委員が欠席されていますので、引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局

担当する農業委員に、確認した内容を報告します。

申請書のとおり間違いがないことを、譲受人に確認したとのことでした。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に、確認した内容を報告します。

・連絡が取り難い所有者のため、ここ何度か事務局で対応していただいています。今回も同様に事務局で対応していただくことになりましたので、よろしくをお願いします。

事務局

譲渡人に確認した内容を報告します。

本申請内容に間違いがないことを確認しました。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に2番について事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。

・申請地は、藤小学校の南東約320mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。

・譲受人は、現在妻と三人の子供（小学4年、小学2年、1才）と共に藤金地内のアパートに居住しています。

・譲受人は、藤金地内にある不動産店の店長として勤務しており、妻は日高市森戸新田地内でパート勤務をしています。

・第三子が生まれ、家財道具も増え現在のアパートでは手狭になったため、持家の検討を始めました。

・候補地を選定するにあたっては、第一子、第二子が既に小学校に入学していることから、通学する藤小学校区内で、自家用車2台と社用車1台の駐車場を確保する必要がありました。

・これらの条件に見合う用地として本申請地を申請することになったということです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。

・譲受人は、現在妻と三人の子供（小学4年、小学2年、1才）と共に藤金地内のアパートに居住しています。

・譲受人は、藤金地内にある不動産店の店長として勤務をしており、第三子が生まれ家財道具も増え現在のアパートでは手狭になったため、持家の検討を始めたとのこと。

・候補地の選定にあたっては、第一子、第二子が既に小学校に入学していることから、通学する藤小学校区内にあり、自家用車2台と社用車1台の駐車場を確保する必要がありました。

・これらの条件に見合う用地として、本申請地を選定したとのこと。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人2名に、確認した内容を報告します。

今回の申請内容に間違いがないことを確認しました。申請地は、圏央道の建設に伴い買収された農地の残地とのこと。

	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	本計画は、申請地と隣接する山林の2筆で計画されていますが、地権者は同じ人ですか。
	事務局	地権者は同じ方です。
	議長	以上で質疑を終了し、採決を行います。「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)
	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	議案第14号の1番 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	事務局	議案書等をもとに説明します。 ・申請地は太田ヶ谷地区で、農振農用地、第1種農地です。面積は1,472㎡となります。 ・平成28年7月1日から設定している利用権の設定期間が終了するため、引き続き農業経営基盤促進法の規定に基づく利用権を設定するものです。 ・期間は令和3年7月1日から令和3年11月30日までの5か月間となっています。
	議長	次に担当する農業委員から、説明をお願いします。
	農業委員	借受人に、確認した内容を報告します。 利用権設定の期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。 埼玉県公共事業用地の区域に入っているため、設定期間は5か月となったとのこと。現在ネギを500㎡ぐらい栽培しており、5か月の間には出荷できるとのことです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	貸付人に、確認した内容を報告します。 利用権設定の期間を5か月とすることについて確認しました。
	議長	出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

		(質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。
		(起立全員)
	議長	起立全員のため、「可」とすることに決定しました。 次に2番について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案書等をもとに説明します。 ・申請地は高倉地区で、農振農用地、第1種農地です。面積は2筆合わせて4,575㎡となります。 ・現在設定している利用権は、平成28年7月1日から設定していますが、本年6月30日に設定期間が終了するため、新たに本申請者が農業経営基盤促進法の規定に基づく利用権を設定するものです。 ・期間は令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間となっています。
	議長	次に担当する農業委員から、説明をお願いします。
	農業委員	借受人に、確認した内容を報告します。 利用権設定の期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。 現在の作付け面積は6haほどとのことですが、あと1ha程度拡張したいと考えているとのことです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	貸付人に、確認した内容を報告します。 内容に間違いはないとのことでした。
	議長	出席委員の質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「可」とすることに賛成の委員の起立を求めます。
		(起立全員)
	議長	起立全員のため、「可」とすることに決定しました。
日程第4	議長	報告第6号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。

	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和3年第3回総会における審議案件 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">農地法第5条の許可案件</td> <td style="text-align: right;">3 件</td> </tr> <tr> <td>・農地法第4条の転用届出専決処分</td> <td style="text-align: right;">1 件</td> </tr> <tr> <td>・農地法第5条の転用届出専決処分</td> <td style="text-align: right;">6 件</td> </tr> <tr> <td>・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出</td> <td style="text-align: right;">なし</td> </tr> <tr> <td>・諸証明の発行</td> <td style="text-align: right;">なし</td> </tr> </table>	農地法第5条の許可案件	3 件	・農地法第4条の転用届出専決処分	1 件	・農地法第5条の転用届出専決処分	6 件	・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出	なし	・諸証明の発行	なし
農地法第5条の許可案件	3 件											
・農地法第4条の転用届出専決処分	1 件											
・農地法第5条の転用届出専決処分	6 件											
・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出	なし											
・諸証明の発行	なし											
	議長	各委員からの質疑、意見等を求めます。										
		(質疑・意見なし)										
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p>										
		(起立全員)										
		起立全員のため、「承認」することに決定しました。										
日程第5	議長	その他について事務局より説明をお願いします。										
	事務局	<p>「農業委員会の適正な事務実施について」に基づく令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画について</p> <p style="padding-left: 40px;">資料に基づき説明</p>										
	議長	何か質問、意見等がありますか。										
	委員	<p>令和2年度の点検・評価の中に、新規参入者の目標と活動評価の記載があります。これはこれでいいのですが、やめた人の理由も評価として整理しないと、同じ流れでやめてしまう人がでてきても支援ができないのではないのでしょうか。</p>										
	事務局	<p>様式2は、令和2年度の点検・評価を記載することになっていますので、令和2年度に農業をやめた新規参入者がいる場合は、その理由を分析し、今後どのように改善していったら良いのかを付記することとします。</p>										
	委員	<p>撤退した農業参入法人があると聞いたことがあります。どうなっていますか。</p>										
	事務局	<p>事業の一部をやめた法人はありますが、撤退した法人はありません。</p>										
	議長	<p>ほかに質問・意見等が無ければ、令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画については、農業委員会として、意見は特になしとします。</p>										

	議長 事務局	<p>その他、説明事項等はありませんか。</p> <p>前回の総会において、議案第12号の1番の審議の際、申請地の近くにある水路がせき止められているので、何とかならないかとのお話がありました。総会終了後、事務局から所管課に連絡をしておりますので報告いたします。</p>
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員2名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和3年第6回農業委員会総会を閉会します。</p>